

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3003号)

令和5年7月25日

横 情 審 答 申 第 3003 号

令 和 5 年 7 月 25 日

横浜市 長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年9月6日瀬生第614号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「変更届書（令和2年8月24日瀬生第22135号）」の一部開示決定に対
する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「変更届書（令和２年８月24日瀬生第22135号）」を一部開示とした決定についての審査請求は、却下すべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表に掲げる開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和３年６月１日付で「変更届書（令和２年８月24日瀬生第22135号）」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年２月横浜市条例第１号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和４年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第７条第２項第２号及び第４号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 旧条例第７条第２項第２号の該当性について

変更前後の薬剤師氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため本号本文に該当する。

(2) 旧条例第７条第２項第４号の該当性について

法人代表者印の印影は、開示することにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当する。

(3) 本件審査請求文書の特定について

実施機関は、開示請求書の記載から、本件請求で審査請求人が開示を求めている行政文書は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第10条第１項の規定により、令和２年８月24日付で特定法人特定薬局の薬局開設者が横浜市保健所長に提出した勤務薬剤師の氏名の変更に係る変更届書であると解した。

しかし、本件審査請求における審査請求の理由から、本件請求で開示を求めら

れていた行政文書は、薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号。以下「政令」という。）第5条第1項の規定により、当該薬局に勤務する薬剤師が提出した薬剤師名簿の登録内容の変更に係る申請書類であることが分かった。

このため、当該申請書類として「令和2年度薬剤師名簿訂正申請書」（以下「薬剤師名簿訂正申請書」という。）を改めて特定し、非開示決定（以下「追加非開示決定」という。）を行った。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、開示請求した行政文書の開示を求める。
- (2) 実施機関が閲覧させた行政文書は、開示請求した行政文書ではなく、全くの別物である。薬剤師法（昭和35年法律第146号）第6条の定め及び政令第5条第1項にある薬剤師名簿訂正に係る受理文書の開示を求めたにもかかわらず、法第10条第1項等に基づく勤務薬剤師の変更届が開示された。
- (3) 本件請求は、薬剤師の氏名変更について厚生労働省で管理している薬剤師名簿登録の訂正に係わる事項である。審査請求人は、治療に必要な医薬品を特定薬局で購入しており、調剤等を担当する薬剤師に高い関心を持っていることから本件請求を行った。これは患者である審査請求人の健康、生命に係わることであり、全ての開示を求める。
- (4) 本件審査請求における審査請求の理由等の事件記録は、維持する。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 薬局の変更の届出に係る事務について

法第10条第1項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。）第16条第1項では、薬局開設者は、薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師の氏名等を変更したときは、30日以内にその薬局の所在地の都道府県知事（保健所

を設置する市においては市長）に届け出なければならないことが、同条第2項ではこの届出は省令様式第6の変更届書により行うことが規定されている。

また、薬剤師法第6条の規定により厚生労働省には薬剤師名簿が備えられており、政令第5条第1項及び第2項では、薬剤師は、氏名等に変更を生じたときは、30日以内に住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に薬剤師名簿の訂正を申請しなければならないことが規定されている。なお、神奈川県の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号。以下「特例条例」という。）第3条及び別表第84項の規定により、当該申請に係る書類を受理して神奈川県知事に送付する事務は、横浜市が処理することとされている。

横浜市においては、省令第6条第2項の変更届書の受理に関する事務は横浜市保健所長委任規則（平成19年3月横浜市規則第31号）第18項第3号の規定により、特例条例別表第84項の薬剤師名簿訂正申請書等の書類の経由に関する事務は同規則第19項第1号の規定により横浜市保健所長に委任されている。また、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）第3条の規定により、横浜市保健所には支所である福祉保健センターが設置されており、瀬谷区の区域における当該事務は、横浜市瀬谷福祉保健センターが分掌している。

(3) 対象行政文書の特定について

実施機関が本件審査請求文書を特定して開示したことに對して、審査請求人は、対象行政文書の特定を誤っている旨を主張している。

そこで、当審査会が本件請求に係る開示請求書を確認したところ、当該開示請求書の「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、「薬剤師名簿の訂正 届出書」及び「根拠法令 薬剤師法施行令 第5条」との記載があることが認められた。そうすると、実施機関においては、審査請求人が政令第5条第1項の規定による薬剤師名簿の訂正に係る申請書類の開示を求めていることを了知し得たとも考えられる。

(4) 審査請求の利益について

審査請求人は薬剤師名簿訂正に係る申請書類の開示を求める旨主張するが、仮に本件処分が取り消されても、追加非開示決定がなされている以上、当該申請書類が開示されることは考えられず、審査請求人には審査請求の利益が認められないので、本件審査請求は却下されるべきである。追加非開示決定に不服があるとしても、それは本件審査請求の対象ではない。

なお、実施機関によれば、薬剤師名簿訂正申請書は、上記特例条例の定めに従い横浜市で受理した後に神奈川県に送付しており、実施機関では保有していないため非開示としたとのことである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定についての審査請求は、却下すべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

別表 開示請求書の「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄の記載

令和2年度

薬剤師名簿の訂正 届出書

当該薬剤師勤務場所 特定法人 特定薬局 瀬谷

事象発生日 特定年月日

尚、事象発生日は、特定薬局 開設者 特定法人代表取締役Aが勤務薬剤師の氏名変更として変更届出のもの。

しかしながら、この変更届日が令和2年8月24日受理分であり、薬機法第10条の30日以内の提出期限を遥かに遅延しており、真偽が不明であることを申し添える。

根拠法令 薬剤師法施行令 第5条 規則第3条

注 薬剤師名簿の訂正は30日以内

留意点 薬剤師氏名、登録年は厚労省が公開しており開示を拒む根拠はないと申し添える。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 3 年 9 月 6 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 3 年 10 月 11 日 （第274回第三部会） 令 和 3 年 10 月 26 日 （第354回第一部会） 令 和 3 年 10 月 27 日 （第407回第二部会）	・ 諮問の報告
令 和 3 年 11 月 12 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令 和 5 年 4 月 26 日 （第436回第二部会）	・ 審議
令 和 5 年 5 月 24 日 （第437回第二部会）	・ 審議
令 和 5 年 6 月 13 日 （第438回第二部会）	・ 審議